平成３０年（フ）第１１号
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野1420番地
債務者　嶋田　裕子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成３０年（フ）第３７２号
さいたま市北区日進町１丁目287番地
債務者　清水　誠治
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２２９号
埼玉県春日部市備後西３丁目７番25号　グリーンハウスⅠ203
債務者　山田　博光
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２５２号
埼玉県三郷市早稲田３丁目17番地18　小沢丸誠ビル302
債務者　原田　捺世
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１８３号
愛知県豊田市前林町７番地58
債務者　伊藤　智美
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第５７３号
埼玉県戸田市笹目２丁目11番地の９　セレネM．M106号室
債務者　髙橋　恵子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６８１号
埼玉県北足立郡伊奈町大字大針245番地14
債務者　宇田川　直
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１８６号
埼玉県春日部市道口蛭田122番地１　かおる荘12号
債務者　宮城　健二
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２５７号
埼玉県吉川市木売２丁目22番地７　ティーエムレジデンス203号、旧住所埼玉県吉川市保１丁目８番地14　プラザ吉川90―302号
債務者　奈良　貴資
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第４号
埼玉県秩父郡長瀞町大字野上下郷366番地
県営長瀞小坂団地201号室、旧住所埼玉県秩父郡長瀞町大字中野上489番地１
債務者　内海　香純
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成３０年（フ）第１５０号
静岡県沼津市双葉町７番45号　コーポ二光２Ｆ、前住所静岡県沼津市志下765番地の１ニューマリッチ大笹305
債務者　永野　和美（旧姓矢部）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第４７号
山口県美祢市於福町下3726番地１
債務者　日比　崇雅
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第１０９号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字南広畑23番地１（101）
債務者　永井　昇典
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１６９号
愛知県刈谷市松栄町１丁目15番地６　コーポ栄206号
債務者　赤石　堅暢
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１８４８号
大阪市浪速区下寺２丁目９番４―1005号
債務者　ＷＩＴＨ　ｙｏｕこと　小名田一成
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１５８号
大阪府東大阪市西岩田４丁目２番69号
債務者　上島　正夫
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部